基準適合認定一般事業主認定辞退申出書

届出年月日　 　　令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

　　　　　　事業主の氏名又は名称

（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業

住所

〒

次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく認定を辞退したいので、下記のとおり申し出ます。

記

１．認定年月日

２．辞退の理由

　　ア．「次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第１号への規定に基づき厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準について」（令和７年３月４日付け雇均発0304第３号）に掲げる基準に該当するため

　　イ．その他

行政手続法第３章第２節に基づく聴聞を　　□　希望します。　□　希望しません。

※　聴聞手続について（必ずご確認ください。）

行政庁が不利益処分を行おうとする場合には、処分の公正の確保と処分に至る行政手続の透明性の向上を図り、もって当該処分の名宛人となるべき者の権利保護を図る観点から、公正 ・透明な手続を法的に保障するとともに、処分の原因となる事実について、その名宛人となるべき者に対して自らの防御権を行使する機会を付与することが必要になります。この観点から、名宛人となるべき者に防御権を行使する機会として、名宛人となるべき者等と行政庁側との間でのやり取りを経て事実判断を行う 「聴聞」手続を行政手続法上保障しています。

辞退の申出に基づくものであっても、次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく認定の取消しは、当該取消しの名宛人となるべき者の権利を制限するものであり、行政手続法に定められた不利益処分に当たるため、聴聞手続の対象となります。

ただし、辞退の申出は、自ら次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく認定の取消しを求めるものであり、必ずしも不利益処分の名宛人となるべき者が、防御権を行使する機会を必要としない場合があることから、聴聞の希望の有無を確認いたします。

なお、この辞退の申出において聴聞を希望した場合であっても、都道府県労働局長から次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく認定の取消しに当たって聴聞を実施する旨の通知があった後、意見陳述の機会が不要であること（聴聞の期日に出頭しないこと）の意思表示をした書面の提出をもって聴聞を終了することができます。